

国際復興開発銀行協定の改正の説明書

外
務
省

目次

一	概説	一
1	改正の承認経緯	一
2	改正の受諾の意義	一
3	改正の受諾により我が国が負うこととなる義務	一
4	早期国会承認が求められる理由	一
二	改正の内容	二
三	改正の効力発生	二
四	改正の実施のための国内措置	三
(参 考)		四

一 概説

1 改正の承認経緯

(1) 国際復興開発銀行（世界銀行。以下「銀行」という。）は、戦争破壊からの復興並びに開発途上国における生産施設及び生産資源の開発を目的とする国際機関として、国際復興開発銀行協定（以下「協定」という。）に基づき、昭和二十年（千九百四十五年）に設立されたものであり、その加盟国は、平成二十年（二千八年）十二月時点で、百八十五箇国である。銀行は、中所得国及び信用力のある低所得国向けの融資を行っており、貸出、保証、リスク管理サービス及び分析・助言サービス等の非融資業務を通じて持続可能な開発を促進している（二千八会計年度の貸付額は、約百三十五億ドル）。

(2) 銀行の創設以来、出資額に関係なくすべての加盟国に均等に分配される基本票数は、増加されておらず、累次の増資の結果、その総投票権数に占める割合が減少し、出資額の少ない途上国の発言力が低下していた。このような状況を踏まえ、平成十四年（二千二年）に開催された国際連合開発資金会議において、銀行に対し、その意思決定において途上国の意見を一層反映するよう要請がなされた。これを受け、平成二十年（二千八年）十月に開催された世界銀行・国際通貨基金合同開発委員会において、基本票の倍増等を骨子とする協定改正案が合意に至り、同改正案は、平成二十一年（二千九年）一月三十日に総務会において承認された。

2 改正の受諾の意義

この改正は、銀行の機能を強化することを目的として、基本票の増加を行うための改正について定めるものである。我が国がこの改正を受諾し、その早期発効に寄与することは、銀行における我が国の国際協力を増進する見地から有意義であると認められる。

3 改正の受諾により我が国が負うこととなる義務

この改正の受諾により、新たな措置をとる義務は生じない。

4 早期国会承認が求められる理由

開発金融機関である銀行においては、開発途上国の意見がその政策及び事業に適切に反映されることが重要であり、また、平成二十年（二千八年）十一月十五日に開催された金融・世界経済に関する首脳会合の宣言においても、銀行を始めとする国際金融機関において途上国等が一層大きな発言権及び代表権を持つべきであるとされている。途上国の発言力強化を目的とするこの改正は、かか

る要請に応えるものであるため、我が国がこの改正を受諾し、早期発効に寄与することが望ましい。

改正の内容

この改正は、次のとおりであり、各加盟国の基本票数は、すべての加盟国の投票権数の合計票数の五・五パーセントをすべての加盟国の間に均等に分配して算出される票数となる。

改 正 後	改 正 前
第五条 組織及び運営 第三項 投票 (a) 各加盟国の投票権数は、基本票数と保有株式数に基づく票数との合計に等しいものとする。 (i) 各加盟国の基本票数は、すべての加盟国の投票権数の合計票数の五・五パーセントをすべての加盟国の間に均等に分配して算出される票数とする。ただし、基本票数は、一未満の端数を伴ってはならない。 (ii) 各加盟国の保有株式数に基づく票数は、自国の保有する一株式ごとに一票を分配して算出される票数とする。	第五条 組織及び運営 第三項 投票 (a) 各加盟国は、二百五十票の外、保有する一株式ごとに各一票の票数を有する。

三 改正の効力発生

この改正は、協定第八条の規定に基づき、総投票権数の八十五パーセントを有する五分の三の加盟国が受諾し、その事実を銀行がすべての加盟国にあてた公式の通報によって確認した後三箇月ですべての加盟国につき効力を生ずる。

四 改正の実施のための国内措置

この改正の実施のためには、新たな立法措置及び予算措置を必要としない。

(参 考)

- 1 承認 平成二十一年一月三十日 ワシントンにおいて承認
- 2 効力発生 平成二十一年二月十日現在 未発効
- 3 受諾国 平成二十一年二月十日現在 なし